

令和3年度 新型コロナウイルス感染症に関する第5次追加対策（その5）

国 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の閣議決定
北海道 11/1～警戒ステージ1に移行、「新しい旅のスタイル」の圏域設定解除、イベントの収容人数緩和
旭川市 冬の感染拡大防止に向けて、基本的な感染防止行動の実践

旭川市の現状 ●新規感染者数の減少

子育て世帯臨時特別給付金を追加

令和3年度専決第4号・補正予算規模 22.1億円（一般財源 0.0億円）〔地方創生臨時交付金対象なし〕

	<追加前>	<追加分（専決第4号）>	<追加後>
補正予算規模	40.5億円（一般 10.1億円）+	22.1億円（一般 0.0億円）	→ 62.6億円（一般 10.1億円）
うち地方創生臨時交付金対象	12.3億円（一般 9.8億円）+	（対象なし）	→ 12.3億円（一般 9.8億円）

<経済対策（生活者）>

補正額 22億1千万円（一般 0千万円）

(1) 国 子育て世帯臨時特別給付金の支給

【補正額】 22億1千万円（一般 0千万円）

※ 児童1人当たり10万円支給のうち、残りの5万円分を追加

- * 対象者 一定の年収以下で次の世帯
 - ① 令和3年9月分の児童手当受給者（9月出生児童は10月分の児童手当受給者）
 - ② 令和3年9月分の公務員の児童手当受給者（9月出生児童は10月分の公務員の児童手当受給者）
 - ③ 平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童の主たる生計維持者
 - ④ 令和3年10月1日～令和4年3月31日生まれを支給対象とした児童手当・公務員の児童手当受給者
- * 支給額 児童1人当たり10万円
- * 申請方法 ①の対象者は申請不要
②～④の対象者は申請必要（ただし、児童扶養手当受給者は申請不要の予定）
- * 支給時期 ①は12月24日に10万円支給、②～④は、①の支給後、可能な限り速やかに10万円支給